

災害対策基本法に伴う道路啓開訓練

～大規模災害に備えて～

日時：平成30年3月9日（金）14時～16時40分
場所：南大阪維持出張所

【目的】

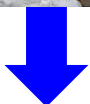
南海トラフ地震など大規模災害が発生した時に、広域緊急交通路の道路啓開作業が円滑に実施できるよう、道路管理者と業協会とで、道路啓開作業に関する細目協定を締結しており、平成26年11月の災害対策基本法の一部改正により、災害時の緊急車両の通行に支障となる放置車両の移動が道路管理者において実施可能となった。平成29年12月に再改定があり、車両移動に関する手続きと実作業について、道路管理者と業協会が合同で確認する。



ガレキ除去



段差すりつけ



疑似段差設置



説明状況

【議事次第】

- 1.挨拶
- 2.座学（災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き）
- 3.現地指揮車・照明車見学
- 4.全体訓練
 - ・被害状況確認
 - ・車両移動区間の指定（災害対策基本法76条の6）
 - ・道路啓開作業要請・通行規制応援要請
 - ・瓦礫除去・段差解消・放置車両移動
 - ・車線確保確認
 - ・車両移動区間の解除
 - ・広域緊急交通路の解除（災害対策基本法76条）
- 5.個別訓練（車両移動に関する現場作業）
 - ・車両移動現場作業
- 6.意見交換
- 7.閉会

【参加機関】

大阪国道事務所・大阪府・大阪市・堺市・日建連・大建協・道建協・レッカー協・警備業協



フォークリフト・レッカー・ホイールクリッパー又はベルトによる放置車両移動の後個別訓練状況

